

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内商店街内にある空き店舗を活用して店舗を開設する者に対し、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、商店街の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 東大阪市内の商店街組織の定款又は会則に定めがある地区(継続的な事業経営が困難となる要素がないこと。)に所在し、商業活動を休止してからおおむね3ヶ月を経過し、通りに面した部分に位置している店舗物件とする。ただし、大規模小売店舗立地法に規定される大型商業施設やショッピングセンター、小売市場並びに当該施設内のテナント物件は除く。
- (2) 事業者 既に事業を営んでいる個人及び法人(大規模チェーンを除く。)
- (3) 個人創業 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始する場合
- (4) 商店街 商店街振興組合、事業共同組合等において組織される法人格を持った商店街組織及び法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行なうことができる者

(対象者)

第3条 この要綱の補助金の交付を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している事業者
 - (2) 空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している個人創業者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という)は対象外とする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(対象者の要件)

第4条 補助金交付の対象者の要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表第1に規定する業種であること。
 - (2) 金融機関から事業資金に係る融資を受けていること。ただし、第3条第1項第1号の対象者について、東大阪市または東大阪商工会議所による経営相談を受けた場合は、この限りでない。
 - (3) 市税の滞納をしていない者
 - (4) 開業した事業が週5日以上かつ1日6時間以上の営業がなされていること。
 - (5) 開業等に必要な資格等を有していること。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する業種でないこと。
 - (7) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがない業種であること。
 - (8) 犯罪等の違法な行為を手段としていないこと。
 - (9) その他事業の目的に照らして適当と認められること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。
- (1) 事業者及び個人創業者と店舗を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にあるとき。法人にあつては、代表取締役若しくは法人の役員と店舗を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にあるとき。
 - (2) この要綱に定める補助金の利用実績がある者若しくは国等の他の補助制度を利用して開業した者
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、店舗開業前の改装費とする。ただし、店舗の附属設備とならない備品、消耗品等の購入経費は除く。また、業者等に発注せず、申請者自身等が資材等を準備し改装した場合の費用は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1又は80万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(事前届出)

第7条 補助金の交付申請を行う予定の者（以下「事前届出者」という。）は、店舗開業前で、かつ改装工事着手の日の前日までに東大阪市空き店舗活用促進事業補助金事前届出書(以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、事前届出者が個人の場合は、届出書(様式第1-1)、法人の場合は、届出書(様式第1-2)及び役員等名簿(様式第1-3)を提出するものとする。

2 市長は、事前届出者の事前届出にあたり、必要に応じて調査等を行い、また、資料の提出を求めることができる。

(交付申請)

第8条 前条の事前届出者のうち補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が個人の場合は、申請書(様式第2-1)、法人の場合は、申請書(様式第2-2)及び役員等名簿(様式第2-3)を提出するものとする。

2 前項に規定する申請書には、東大阪市空き店舗活用事業補助金事業計画書（様式第3）及び別表第2に定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、申請者の交付申請にあたり、必要に応じて調査等を行い、また、資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー派遣の活用)

第9条 申請者は、市長が定める期間内において、別で定める東大阪市空き店舗活用促進支援アドバイザー派遣を活用しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請者より申請書の提出があったときは、申請書類及び別で定める東大阪市空き店舗活用促進事業アドバイザー派遣報告書により審査を行うとともに、申請者が第3条第2項各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)である場合を除き、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定を行い、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知する。また、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付不承認通知書（様式第5）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第8条第1項から第3項に規定する申請の内容に変更が生じたときは、速やかに東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認申請書（様式第6）を市長に提出し、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認通知書（様式第7）にてその承認を受けなければならない。ただし、補助金申請時からの業種や業態変更等については認められないものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消す事ができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 暴力団等であることが判明したとき。
- (4) その他この要綱に定める条件に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(警察署長からの意見聴取)

第14条 市長は、補助金の交付を決定しようとする場合は、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(東大阪市補助金等交付規則の適用)

第15条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号)の規定を適用する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。